

調 停 条 項

- 1 相手方らは、申立人に対し、本件受動喫煙防止努力義務に関する示談金として、金80万円の連帯支払義務があることを認める。
- 2 相手方らは、申立人に対し、連帯して前項の金員を平成18年10月25日限り、銀行札幌支店の「黒木法律事務所 弁護士 黒木俊郎」名義の普通預金口座（口座番号 ）に振り込む方法により支払う。
- 3 申立人は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- 4 申立人は、本件調停の成立および調停条項を記者会見等で外部発表する場合には、相手方兩名の氏名、商号を匿名とし、不特定性が維持されるよう配慮する。
- 5 申立人と相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 調停費用は各自の負担とする。